

水産研究・教育機構実験施設等貸付の手引き

1. 貸付対象の実験施設等

「[対象実験施設・機器一覧](#)」をご覧ください。

2. 貸付対象者及び貸付要件

以下の全てを満たす場合に貸し付けることができます。

【貸付対象者】

法人(人格のない社団を除く。)に限る。

【貸付要件】

- ①貸付対象者が実施する研究開発、種苗の生産、講習又は研修の用に供する場合
(共同研究その他当機構の研究開発と連携するものを除く。)
- ②国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に支障が生じるおそれがないと認められる場合
- ③当機構の事務又は事業に支障を及ぼさないと認められる場合

3. 貸付料等

「[対象実験施設・機器一覧](#)」をご覧ください。

なお、料金は原則として貸付開始前にお支払いいただきます。

4. 利用可能期間及び時間

土曜日・日曜日・休日を除く日の当機構の勤務時間内であって、当該実験施設等が利用可能な状態にある期間に貸し付けいたします。

詳細は、下記「6. 問い合わせ先」にお問い合わせ下さい。

5. 貸付の流れ

- ①「[対象実験施設・機器一覧](#)」により実験施設等の概要等をご確認下さい。
- ②該当拠点にご連絡いただき、利用可能期間、利用目的に対応できる実験施設等かなどご確認下さい。
- ③原則として、貸付開始1ヶ月以上前に拠点あてに「[実験施設等借用申請書](#)」をご提出下さい。
なお、利用期間が競合する他の貸付希望者がある場合は、別途、企画競争により貸付相手方を決定いたします。
- ④拠点及び本部において審査を行い、貸付の可否について拠点より連絡いたします。
- ⑤貸付「可」となった場合、拠点(研究所)と「[実験施設等賃貸借契約書](#)」を取り交わします。

- ⑥本部より請求書を送付いたしますので、指定口座に貸付料等をお振り込み下さい。
- ⑦貸付開始時に拠点担当者から取扱方法、注意事項などの説明があります。また、実際に使用される方にも契約書を遵守するよう周知して下さい。
- ⑧貸付終了時に拠点担当者による確認を受け、実験施設等を原状に回復し、返還して下さい。

6. 問い合わせ先

(現在貸付可能な実験施設等を所有している庁舎のみ掲載しております。)

○水産技術研究所 神栖拠点 業務推進チーム(神栖庁舎) 電話:0479-44-5930

7. その他

- ①実験施設等を使用するうえで直接必要となる消耗品類は、借用者自らご用意下さい。